

文教委員会資料①

1 平成28年第2回定例会追加議案の説明

- (1) 議案第111号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料2 「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正」に関する意見募集の実施結果について

こども未来局

(平成28年6月2日)

○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧								
<p>第1条～第5条 省略 (職員の数等)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="195 892 1397 1024"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第8項において準用する場合を含む。)の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2～4 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>第7条～第15条 省略</p> <p>附 則</p>	園児の区分	員数	1～4 省略		<p>第1条～第5条 省略 (職員の数等)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1561 892 2763 1024"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第8項において準用する場合を含む。)の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2～4 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>第7条～第15条 省略</p> <p>附 則</p>	園児の区分	員数	1～4 省略	
園児の区分	員数								
1～4 省略									
園児の区分	員数								
1～4 省略									

<p>1～7 省略 <u>(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</u></p>	<p>1～7 省略</p>
<p>8 <u>園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。</u></p>	<p>新設</p>
<p>9 <u>第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p>	<p>新設</p>
<p>10 <u>1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p>	<p>新設</p>
<p>11 <u>前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>	<p>新設</p>
<p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>新設</p>

「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部改正」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」の一部が改正されることに伴い、本市で制定している「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」について一部を改正するにあたり、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、1 通（意見総数 1 件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
意見の募集期間	平成 28 年 4 月 16 日（土）から平成 28 年 5 月 15 日（日）
意見の提出	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
意見の周知	市ホームページに掲載。かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、こども未来局子育て推進部にて資料設置
結果の公表	市ホームページに掲載。かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、こども未来局子育て推進部にて資料設置

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1 通（1 件）
郵送	0 通（0 件）
電子メール	0 通（0 件）
FAX	1 通（1 件）
持参	0 通（0 件）

4 御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方

パブリックコメント手続の実施によって寄せられた御意見は、保育士確保対策としての緊急対応的な意味合いを持つ今回の条例改正について、適切な時期における見直しを求めるものであり、今後、本市が幼児教育施策を実施するにあたっての参考とさせていただきます。

【御意見に対する本市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの 0 件
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの 0 件

- C 今後、条例を適用する際の取扱いや、条例の見直しを行う上で参考とするもの 1件
 D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの 0件
 E その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見） 0件

【意見の件数と本市の考え方の区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 朝夕の保育教諭配置の要件の弾力化について	0	0	0	0	0	0
(2) 小学校教諭免許等の保持者の活用について	0	0	1	0	0	1
(3) 定員上の必要人数を超えて必要となる職員の要件の弾力化について	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

【具体的な御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方】

(2) 小学校教諭免許等の保持者の活用について

項番	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	保育士確保対策のため、必要な改正であると思います。ただし、小学校教諭又は養護教諭の免許を有している者が保育教諭等の補助といえども、乳幼児教育の場に入ることには、課題もあり、安直さが否めません。改正内容が常態化したままにならないよう、特例期間をいち早く脱し、教育・保育の専門性を重視した施策を望みます。	今回の条例改正は、「従うべき基準」とされている国基準の改正どおりに行うものです。本市において、待機児童解消のため、幼保連携型認定こども園において教育及び保育に従事する職員を確保することは、大変重要な課題となっております。また、今回の改正内容については、教育・保育の質を落とさずに、保育教諭が行う業務について要件を一定程度柔軟化したものであり、多様な教育・保育の担い手確保の観点からは必要と考えておりますが、御意見を参考とさせていただき、実施期間等につきましては、国の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。	C